

大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務委託

(2) 業務の概要

大垣駅南口公衆トイレは、昭和60年の南口駅前広場整備と同時期に建設されており、築後40年が経過した現在、施設の老朽化や設備機能等に様々な課題が生じている。

そこで、現代のニーズに対応した機能性と洗練されたデザインを両立させ、誰もが安全で快適に利用できる、本市の玄関口にふさわしい公衆トイレへと改修するため、その設計業務を委託するもの。

(3) 業務の仕様等

別紙「大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務委託仕様書」による。

(4) 履行期限

令和8年3月23日（月）

(5) 委託金額の上限額

金6,900千円（消費税および地方消費税を含む）

※ なお、受託候補者として特定した場合でも、別途契約締結にかかる交渉を行うため、提示された金額での契約を約束するものではない。

2 参加資格に関する事項

参加資格者の認定基準日（以下「基準日」という。）は、プロポーザル提案意向申請書（大垣市プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。））第1号様式の提出期限の日とする。ただし、基準日から契約候補者の特定の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして契約候補者とししない。

○ 本プロポーザル方式の公告の日までに、大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第9条に規定する有資格業者名簿に登録され、かつ、「建築設計」について登録が認められた者であること。

- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- 有資格業者名簿の所在が、岐阜県内に本支店を有すること。
- 官公庁発注で、過去15年間（平成22年4月1日から令和7年3月31日まで）に完了、引渡しした類似業務※について実施した実績を1件以上有すること。
- 配置予定技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。
 - ・ 設計業務等を行う事業者 zu 所属し、常勤で参加申込日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。
 - ・ 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

※類似業務：受注額 690 万円以上で公共施設の新築に関する基本設計業務又は実施設計業務

3 提案手続きに関する事項

(1) 担当部課

担当部署	大垣市都市計画部市街地整備課（大垣市役所5階）
郵便番号	503-8601
住 所	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電 話	0584-47-8406
メールアドレス	shigaichiseibi@city.ogaki.lg.jp

(2) 資格等の質問

① 質問方法

資格等の質問書（様式1）により、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問内容を記載のうえ、件名を「プロポーザルに関する資格等の質問（大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務）」とし、上記(1)の担当部課へ電子メールで提出すること。提出後には、必ず電話により質問書到着の確認をすること。

なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

② 受付期限

令和7年6月12日（木）午後5時まで

③ 質問に対する回答

令和7年6月19日（木）までに市ホームページで公表する。

(3) 提案意向者の資格の確認

① 主な流れ

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「提案意向者」という。）は、プロポーザル提案意向申請書（第1号様式）及び次の添付書類を提出すること。

提案意向申請書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

② 提出書類（提出部数：各1部）

- 1) プロポーザル提案意向申請書（第1号様式）
- 2) 事業者概要
- 3) 誓約書（様式2）
- 4) 実績書（様式3）
- 5) 配置予定技術者の類似業務実績（様式4）
- 6) 配置予定技術者の有資格状況（様式5）

③ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メールのいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。提出場所は3(1)に同じ。

④ 提出期限

令和7年6月27日（金）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

⑤ プロポーザル提案資格確認結果通知書等の送付

事務局で提案資格の有無を確認後、令和7年7月4日（金）にプロポーザル提案資格確認結果通知書（第2号様式）を電子メールにより通知し、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（第3号様式）により提案書等の提出について要請する。

(4) 現地見学

① 現地見学の主な流れ

提案に現地見学が必要な場合、プロポーザル提案資格対象者に、現地見学の機会を設ける。

見学期間：令和7年7月9日（水）午前9時から令和7年7月15日（火）午後5時まで

② 申込方法

上記見学期間のうち、希望する日時を記載のうえ、件名を「大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務に係る現地見学申込（事業者名）」として、3(1)の担当部課へ電子メールで申し込むこと。なお、メール送信後は、必ず電話により到着の確認をすること。

③ 申込期間

令和7年7月7日（月）午前9時から令和7年7月9日（水）午後5時まで

(5) 提案書等の質問

① 質問方法

提案書等の質問書（様式6）により、仕様書等の項番号等を指定し、具体的に質問内容を記載のうえ、件名を「プロポーザルに関する提案書等の質問（大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務）」とし、3(1)の担当部課へ電子メールで提出すること。提出後には、必ず電話により質問書到着の確認をすること。

なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

② 受付期限

令和7年7月15日（火）午後5時まで

③ 質問に対する回答

令和7年7月22日（火）までに市ホームページで公表する。

(6) 提案書の提出

① 提出書類

1) 提案書（第4号様式） 正本1部、副本14部 計15部

※ 代表者印押印のうえ、正本のみ提出するもの。

2) 提案内容を記載した書類（任意様式） 正本1部、副本14部 計15部

ア) 提案のコンセプト・概要・イメージパース等を作成するほか、次の提案を必ず記載すること。なお、提案枚数は30枚以内とし、簡潔にまとめること。

- ・ 特色ある大垣駅南口公衆トイレのデザインについての提案
- ・ 防災・防犯性能についての提案
- ・ 環境配慮に向けた提案
- ・ 利用者の動線や安全性の配慮等についての提案
- ・ 大垣駅南口公衆トイレの各室の配置についての提案

イ) 文字サイズは12ポイント以上とし、ページの通し番号を付すこと。

ウ) 正本・副本ともにA 3 版片面印刷で、左綴（2穴）ファイリングを行うこと。

3) 見積書（第5号様式） 1部

提案する内容に本市の修正がないものとした参考見積書。なお見積金額は評価の対象外とする。

4) 同種業務※の実績一覧 1部

過去15年間の官公庁発注で同種業務を元請として実施した実績や内容を証明できる資料（契約書の写し）を添えて提出すること。

5) 受賞歴一覧 1部

過去15年間の実績で建築関係の受賞した実績が証明できる資料（賞状等の写し）を添えて提出すること。

※ 同種業務：公共トイレの建設・改築に関する基本設計業務又は実施設計業務

② 提出方法

3(1)の担当部課へ、持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

③ 提出期限

令和7年7月28日（月）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

④ 注意事項

- 1) 提案書（第4号様式）の添付書類やプレゼンテーションで使用する資料に、業者名、代表者名（写真）、ロゴマーク、大垣市との契約実績の内容、その他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- 2) 提出する資料については、提案資料およびその補足資料ともに、ヒアリングでのプレゼンテーションの際に必ずその内容すべてに触れて説明すること。また、資料枚数の多寡によるプレゼンテーションの持ち時間の延長・短縮といった対応は行わないため、過剰な量の参考資料の添付としないようにすること。
- 3) 提出期限後、提案者の都合により提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

5 審査

(1) 一次評価

提案資格対象者について、委員会による一次評価を実施し、提出された書類等を採点のうえ、採点結果に基づき5者程度を二次評価の対象者として選定する。

なお、一次評価は非公開として実施し、提案資格対象者全員に対し、令和7年8月6日（水）までに、一次評価結果通知書（第6号様式）を電子メールにより通知し、二次評価の対象者には、プロポーザル二次審査要請書（第7号様式）により要請する。

(2) 二次評価

① 主な流れ

提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングにより、二次評価の採点を行う。二次評価の審査は、委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最優秀提案者を決定する。

② プレゼンテーションの内容

- 1) プレゼンテーションに参加する提案者は2名以内とする。
- 2) プレゼンテーションは15分以内とする。
- 3) プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- 4) プレゼンテーションは参加表明書の受付順に行う。

③ プレゼンテーションの予定日時と予定場所

令和7年8月下旬、大垣市役所

④ 注意事項

- 1) プレゼンテーション中は業者名を明示しないこと。
- 2) 提案書等の提出と同時に提出していない資料等を新たに提出することは認めない。
- 3) プレゼンテーションに必要な機器等は提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

(3) 受託候補者を特定するための評価基準

	評価項目	評価の内容		配点
			判断基準	
一次評価	事業者の評価	同種業務の実績	同種業務の実績の件数について評価する	10
		受賞歴	建築関連の受賞歴について評価する	10
	配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の実績と有資格状況	配置予定技術者の類似業務の実績件数について評価する	10
			配置技術者の有資格状況について評価する	10
	企画力	デザイン	デザイン能力について評価する	30
		設計コンセプト	本事業の目的や内容を理解し、適切な方針であるかを評価する	30
二次評価	技術力	外観について特色あるデザインの提案能力	水都大垣のイメージを体現する能力があるか	30
			周辺景観と調和した意匠の提案能力があるか	30
		施設計画に対する提案能力	環境負荷の軽減のため自然エネルギーを利用した取り組みの提案能力があるか	10
			防災性能及び防犯性能の高い工夫や提案能力があるか	10
			効率性、機能性の高い諸室等の配置及び動線計画能力があるか	10
		維持管理に対する提案能力	維持管理のしやすさを考慮し、メンテナンスの頻度が少ない建物や設備を整備する計画能力があるか	10

採点基準表

区分	評価	区分	評価
優れている	5	やや劣っている	2
やや優れている	4	劣っている	1
普通	3		

(4) 評価方法

- ① 評価委員会において、競争性・透明性の確保を十分に配慮しながら、各提案者からの企画提案内容を評価・採点し、審議のうえ選定する。
- ② 評価委員会は、企画提案及びヒアリング時の提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容（企画能力）の評価を行い、事務局がそれを集計する。
- ③ 各提案の評価点数が同点となった場合は、評価基準表の「技術力 外観について特色あるデザインの提案能力」の合計点が高い提案者を上位とする。それでもなお順位が決定できない場合は、評価委員長が上位の提案者を決定する。

(5) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 注意事項

評価委員会が1位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

6 審査結果

(1) 結果通知書の送付

令和7年9月上旬（予定）に提案者全員「結果通知書（第8号様式）」を送付する。

(2) 審査結果の公表

① 公表内容

最優秀提案者名、提案事業者数を公表する。

② 公表方法

大垣市公式ホームページに掲載する。

(3) 非特定理由の説明請求

① 請求方法

書面にて説明を求めることができる（任意様式）。

② 請求先

3の(1)と同じ。

③ 請求期間

結果通知日の翌日から起算して、1週間以内。

④ 回答

請求期間の最終日の翌日から起算して2週間以内に書面により行う。

7 失格要件

プロポーザル提案意向申請書の提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は最優秀提案者としての選定を取り消すものとする。

- 提案資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 不正な利益を図る目的で、評価委員会と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- 提案書の内容が大垣駅南口公衆トイレ改築工事設計業務委託仕様書の水準を満たしていないとき。
- その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

8 契約の締結

- 契約候補者は、市と詳細な協議を実施した後、双方の合意の上、契約を締結する。
- 締結条項及び仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について提案限度額の範囲内で協議し、確定するものとする。なお、協議にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令などの法令及び大垣市が制定した条例、規則の内容に従い協議を行うものとする。
- 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者から順に繰り上がるものとする。
 - ・ 「2 参加資格に関する事項」に記載した要件を満たさなくなったとき
 - ・ 提案資格又は提案内容が無効となったとき
 - ・ その他特別な事由により契約が不可能と認められるとき

9 プロポーザル実施のスケジュール

令和7年 5月29日（木）	プロポーザル実施の公表（HPで公開）
令和7年 6月12日（木）	資格等に関する質問の受付締め切り
令和7年 6月19日（木）	資格等に関する質問の回答
令和7年 6月27日（金）	プロポーザル提案意向申請書提出期限
令和7年 7月 4日（金）	プロポーザル提案資格確認結果通知書の送付 提案書の要請
令和7年 7月 7日（月） ～令和7年 7月 9日（水）	現場見学申込期間
令和7年 7月 9日（水） ～令和7年 7月15日（火）	現場見学
令和7年 7月15日（火）	提案書等に関する質問の受付締め切り
令和7年 7月22日（火）	提案書等に関する質問の回答
令和7年 7月28日（月）	提案書提出期限
令和7年 8月 6日（水）	一次評価結果通知書の送付 二次審査の要請
令和7年 8月 下旬（予定）	評価委員会（ヒアリング及び評価）
令和7年 9月 上旬（予定）	受託候補者選定結果の通知

10 その他留意事項

- プロポーザルに係る書類等は、大垣市ホームページから入手すること。
- プロポーザル提案意向申請書を提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用は、すべて提案者の負担とする。
- プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- 提案書の知的所有権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の知的所有権は大垣市に帰属する。
- 提出された提案書及びその他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類については、大垣市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、同条件の定めるところにより公開する場合がある。
- 提案書等提出書類の提出後の記載内容の追加、修正は認めない。
- 本プロポーザル方式は、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後は、その受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。